

報告第 15 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和 7 年 6 月 30 日	643,444 円		令和 7 年 5 月 23 日午前 10 時 10 分頃、公用車が古市駅西駐車場から国道 170 号線に進入するため右折しようとした際、左側から直進してきた相手方車両と衝突し、公用車及び相手方車両の前部が破損したものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 90%、相手方を 10%とする。 (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に起因する物件損害の賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対する本件事故に起因する物件損害に関するその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として 20,000 円を支払う。 (5) 本市は、相手方に対するその余の請求権を放棄する。 (6) 本市及び相手方は、本件事故に起因して発生した第三者に対する損害賠償についても、(1)の割合によりそれぞれ負担する。
令和 7 年 7 月 17 日	1,352,000 円		令和 7 年 5 月 23 日午前 10 時 10 分頃、公用車が古市駅西駐車場から国道 170 号線に進入するため右折しようとした際、左側から直進してきた車両と衝突したはずみで対向車線に飛び出し、相手方車両と衝突したことにより、相手方車両の前部が破損したものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し、本件事故に起因する物件損害の賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対する本件事故に起因する物件損害に関するその余の請求権を放棄する。